

# 企業等と連携した子供のリアルな 体験活動の推進について

～子供の体験活動推進に関する実務者会議論点のまとめ～

令和4年12月

子供の体験活動推進に関する実務者会議

はじめに	1
<b>第1 体験活動の定義、効果・意義、現状</b>	<b>2</b>
(1) 体験活動の定義	2
(2) 体験活動の効果・意義	2
(3) 子供の体験活動の現状	3
<b>第2 企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動推進にあたっての課題</b>	<b>5</b>
(1) 体験活動の「量」の確保	5
(2) 体験活動の「質」の確保	6
(3) 体験活動の「利用者」と「提供者」を結びつける仕組みの構築	7
(4) 体験活動の「利用者」の参加インセンティブの仕組みの構築	8
(5) 体験活動の「提供者」の参加インセンティブの仕組みの構築	9
(6) 体験活動の教育的価値の啓発	10
<b>第3 企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動の推進方策</b>	<b>10</b>
(1) 短期的方策	10
(2) 中期的方策	14
(3) 長期的方策	15
おわりに	16
<b>(参考)</b>	
○子供の体験活動推進に関する実務者会議（リアル体験推進チーム）設置要綱	17
○子供の体験活動推進に関する実務者会議委員名簿	18
○子供の体験活動推進に関する実務者会議 検討の経過	19

## はじめに

- 次代の社会を担う子供たちには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となる力を身に付けていくことが求められている。
- このような力を身に付けるためには、体験活動による自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の育成が重要であるが、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、現代の子供たちにはリアルな体験が不足している。さらにコロナ禍でこの傾向に拍車がかかり、また、家庭の経済環境等によって体験活動に格差が生じているとの指摘もある。
- このような状況を踏まえ、文部科学省では、子供たちのリアルな体験活動を推進するため、これまで体験活動の推進を担ってきた学校や教育委員会、地方公共団体、青少年教育施設、青少年教育団体、社会教育団体等のほか、企業による体験活動も一層推進するため、令和4年6月に、文部科学大臣と経済界との対話を東京と大阪で開催した。  
その際、末松信介文部科学大臣（当時）より「子供の体験活動推進宣言」を公表し、経済界等とも連携した体験活動を推進することとした。
- 令和4年8月、文部科学省では、企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動を推進するため、体験活動の現場で活躍している企業、教育委員会、青少年教育団体等の実務者17名による「子供の体験活動推進に関する実務者会議」を設置した。  
本会議においては、企業や教育委員会関係者からの事例発表を踏まえ、子供の体験活動の現状・課題を明らかにした上で、今後の子供たちのリアルな体験活動の推進方策等について検討を行うこととして、特に、企業や青少年教育団体等と連携した体験活動を推進する上で重要となる体験活動の「量」や「質」の確保、体験活動プログラムを利用する学校や個人等と体験活動プログラムを提供する企業や青少年教育団体等のマッチング等に重点をおいて議論を行った。  
その結果を「企業等と連携した子供のリアルな体験活動の推進について」としてとりまとめたものである。
- 文部科学省では、令和4年度を「体験活動推進元年」と位置づけ、体験活動の推進に取り組んでいるところであり、本報告を受けて、「子供の体験活動推進宣言」に賛同する団体が増えるとともに、全国で企業や青少年教育団体等による体験活動が提供され、多くの子供たちが体験活動に参加し、健やかな成長につながることを期待する。

## 第1 体験活動の定義、効果・意義、現状

### (1) 体験活動の定義

- 体験活動については、平成19年の中央教育審議会答申<sup>1</sup>において、「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」と定義している。

また、平成25年の中央教育審議会答申<sup>2</sup>においては、体験活動の内容を大きく、「生活・文化体験活動<sup>3</sup>」、「自然体験活動<sup>4</sup>」、「社会体験活動<sup>5</sup>」の3つに分類している。本実務者会議においては、例えば、企業が行っている職場体験や研究者との交流、科学体験等のほか、外国人等による外国の文化の紹介等の国際交流体験等も含めて議論した。また、読書活動についても、体験活動への興味・関心のきっかけとなる等、体験活動と密接に関連することから、体験活動の一環として取り上げることとした。

なお、体験活動には、学校や青少年教育団体のほか、企業等、様々な主体が提供するものがあることや、体験活動の場についても、学校で行われるものや学校以外の家庭や地域で行われるものがあること、また、体験活動の態様についても、継続的に行われている活動もあれば、イベント等での1回限りの活動もあること、等様々なものがある。

### (2) 体験活動の効果・意義

- 体験活動については、学校教育法、社会教育法、いじめ防止対策推進法等にその促進等について記載されている<sup>6</sup>とともに、現行の学習指導要領（平成29年3月）においても、体験活動等を通じて、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることとされている。

- 体験活動の効果については、例えば、生活・文化体験の一つである「お手伝い」については、家庭でお手伝いを多くすることによって、自尊感情や自分の感情を調整するといった精神的な回復力、勉強が楽しいといった学習意欲の高まり等により影響が見られることが明らかになっている<sup>7</sup>ほか、自然体験活動については、子供の頃に家庭や青少年教育施設等で自然体験活動を多く行った者ほど、自己肯定感、自律性、協調性や積極性といったいわゆる非認知能力が高くなる傾向がみ

<sup>1</sup> 「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」（平成19年1月30日 中央教育審議会答申）

<sup>2</sup> 「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成25年1月21日 中央教育審議会答申）

<sup>3</sup> 放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事等をいう。

<sup>4</sup> 登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動等をいう。

<sup>5</sup> ボランティア活動や職場体験活動、インターンシップ等をいう。

<sup>6</sup> 学校教育法第二十一条、社会教育法第五条、いじめ防止対策推進法第十五条

<sup>7</sup> 令和2年度 体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト（文部科学省委託事業）「青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書」（令和3年3月 株式会社浜銀総合研究所）

られることが明らかになっている<sup>8</sup>。

また、社会体験活動の一つとして、学校等で行われている職場体験については、子供たちが働く人と接することにより、また、実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感するとともに、子供たちが主体的に進路を選択決定する態度や意思、意欲などを培うことのできるキャリア教育に資する教育活動として、重要な意味を持っている<sup>9</sup>。

さらに、体験活動に参加する前と後の子供の意識等について調べた調査においても、体験活動に参加した後は、その前と比べて、物事に対する意欲が向上したとの結果も出ている<sup>10</sup>。

- 一方、体験活動を提供する企業にとっても、例えば、講師として参加した社員が、子供たちに企業の活動や働く意義等を説明することで、社員にとっても、所属する企業の社会的役割の再認識や、労働意欲の向上に役立っているとの意見もある。
- このように、体験活動はこれからの社会を担う子供たちにとって必要な資質・能力を育成することにつながるとともに、体験活動を提供する企業等の人々にとっても学びや気づきとなる有益な活動であり、これからも引き続き推進していく必要がある。

### (3) 子供の体験活動の現状

(これまでの体験活動の状況)

- これまで体験活動は、学校においては、学習指導要領に基づき、日々の各教科等での学習や修学旅行などの学校行事の中で取り込まれており<sup>11</sup>、特色ある体験活動に取り組んでいる教育委員会もある<sup>12</sup>。また、青少年教育施設や、ボーイス

---

<sup>8</sup> 「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）報告書」（令和3年3月 独立行政法人国立青少年教育振興機構）

<sup>9</sup> 「中学校職場体験ガイド」（文部科学省）

<sup>10</sup> 「「リフレッシュ・キャンプ」参加者アンケート調査報告書」（平成23年11月7日 独立行政法人国立青少年教育振興機構）

<sup>11</sup> 例えば、「令和3年度農山漁村体験活動実施状況等調査」令和4年12月 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省によると、令和3年度に農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行った学校は、公立小学校では7,522校（39.2%）、公立中学校では1,951校（20.7%）、公立高等学校では383校（9.6%）となっている。一方、新型コロナウイルス感染症による影響については、回答のあった小学校のうち、約6%の学校で、令和3年度中の取組を見送り又は中止と回答しているものの、約68%の学校は、取組内容を一部変更する等により、活動を実施している。また、中学校では、取組を見送り又は中止と回答した割合は約16%、高等学校では、約26%となっている。

また、「平成30年度職場体験・インターンシップ実施状況等」（令和2年2月 国立教育政策研究所）によると、社会体験活動の一つである職場体験については、平成30年度においては、全国の公立学校の97.7%で実施されている状況となっている。

<sup>12</sup> 武蔵野市教育委員会の「セカンドスクール」や、北九州市教育委員会と公益財団法人北九州活性化協議会が支援している「小学校応援団」等

カウトやガールスカウト、子ども会等の青少年教育団体等においても、それぞれの特徴を生かした特色ある体験活動が子供たちに提供され、我が国を支える多くの人材の育成が行われてきた。

- しかしながら、少子化や子供たちの生活の多様化、家庭環境の変化等により、子供の体験活動の場や機会は減少傾向にある。  
例えば、学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供の割合は、平成21年度には54.7%であったものが、令和元年度には50%に落ち込んでいる<sup>8</sup>ほか、国公立の青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）については、平成14年度の746施設<sup>13</sup>をピークに、令和3年度には337施設<sup>14</sup>と、全盛期の半分以下に減少している。
- このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との密集や接触を伴う集団の体験活動は敬遠され、例えば、独立行政法人国立青少年教育振興機構の利用者は、コロナ前の平成30年度が約505万人であったのに対し、令和2年度は約92万人と8割以上減少しており、子供の体験活動の減少に拍車がかかっていることが窺える。
- 一方で、現在、家族キャンプやソロキャンプといったアウトドアレジャーが流行していることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症への感染に留意しながら、安全に体験活動をしたいという人々のニーズは依然高いことが窺える。  
また、企業や青少年教育団体等、体験活動の意義に賛同する団体も多く存在する<sup>15</sup>ことを踏まえると、今後、感染対策を講じながら、その「量」を確保し、「子供や保護者、学校等の体験活動に対するニーズ」や「企業や青少年教育団体等が提供する体験活動の場や機会」等、ニーズと場や機会のマッチングを図ることにより、「質」の高い体験活動の機会を充実させていくことが重要となっている。

（文部科学省における体験活動の取組）

- 子供の体験活動の推進については、これまでも中央教育審議会等において議論が行われてきた<sup>16</sup>。また、現行の学習指導要領においては、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるように工夫することとされている。  
文部科学省ではこれらを踏まえて、体験活動の普及啓発活動、調査研究、各種モデル事業に取り組むとともに、社会教育功労者表彰<sup>17</sup>や青少年の体験活動推

<sup>13</sup> 「平成14年度社会教育調査」（文部科学省より）

<sup>14</sup> 「令和3年度社会教育調査（速報値）」（文部科学省より）

<sup>15</sup> 令和4年11月24日時点における「子供の体験活動推進宣言」に賛同した企業や青少年教育団体等は312団体

<sup>16</sup> 「次代を担う自立した青少年の育成に向けて（答申）」（平成19年1月30日）「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成25年1月21日）

<sup>17</sup> 地域における社会教育活動を推進するため多年にわたり社会教育の振興に功労のあった者等を表彰するも

進企業表彰<sup>18</sup>において、青少年教育に功績のある個人や企業を表彰してきたところである。

- さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、青少年教育のナショナルセンターとして、「体験の風をおこそう運動」を展開し、体験活動に関する教育事業や研修支援事業、調査研究事業、体験活動を行う民間団体等を助成する「子どもゆめ基金事業」等を行っている。

(政府におけるこども政策の推進)

- また、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」や「こども基本法」等が成立した。これらを踏まえ、子供の最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切にこども政策に反映させていくことが求められる。

体験活動の推進にあたっては、子供の意見を踏まえながら活動を展開することが求められる。

## 第2 企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動推進にあたっての課題

これまでの本実務者会議における議論を踏まえ、子供の体験活動を推進するにあたっての課題を、(1) 体験活動の「量」の確保、(2) 体験活動の「質」の確保、(3) 体験活動の「利用者」と「提供者」<sup>19</sup>を結びつける仕組みの構築、(4) 体験活動の「利用者」の参加インセンティブの仕組みの構築、(5) 体験活動の「提供者」の参加インセンティブの仕組みの構築、(6) 体験活動の教育的価値の啓発に分けて整理した。

### (1) 体験活動の「量」の確保

- 先述のように、体験活動は子供の成長に欠かせない効果がある一方、減少している状況を鑑みると、まずは全ての子供が体験活動に参加できるよう、体験活動の場や機会の充実を図り、体験活動の「量」を確保することが重要である。

そのためには、学校や青少年教育施設、青少年教育団体はもとより、企業等も含め、それぞれが持つリソースを最大限に活用して、相互に連携しながら、社会全体で子供の体験活動を推進していくことが求められる。

---

の。青少年教育も社会教育の一つとして、功労のあった者を表彰している。

<sup>18</sup> 社会貢献の一環として青少年の体験活動に関する優れた実践を行っている企業を表彰している。

<sup>19</sup> 「利用者」とは、基本的に体験活動プログラムを利用する学校や個人等をいい、「提供者」とは、基本的に体験活動プログラムを提供する企業や青少年教育団体等をいう。ただし、例えば、体験活動を提供する青少年教育団体は、状況によって、「利用者」にも「提供者」にもなりうることに留意。

- その際、経済状況が厳しい状況にある家庭の子供や障害のある子供、不登校の子供等、困難な状況にある子供、さらには、特定分野に特異な才能のある子供等も体験活動に参加できるように配慮することが重要である。
- また、学校や企業、青少年教育団体等が連携して、学校教育活動において、体験活動を行うことに加え、それ以外の場面においても、企業や青少年教育団体等が、例えば、公民館、博物館、図書館、総合型スポーツクラブ等、地域における団体等とも連携しながら、体験活動を推進することも重要である。

## (2) 体験活動の「質」の確保

- 体験活動の推進にあたっては、その「量」の確保と併せて、「質」の確保も重要である<sup>20</sup>。  
「質」の確保のためには、安全安心の確保が十分なされた上で、子供の発達段階に応じ、子供たちの興味や関心に基づいて、自然体験活動に限らず、生活・文化体験、社会体験、読書活動等、多様な体験活動を提供することが求められる。
- その際、子供たちの自発性、自主性、選択制を重視しながら、体験活動を通じて、子供たちの達成感や感動、学びや仲間たちとの連帯感等を感じられるようなプログラムとなるよう配慮することが重要である。  
なお、子供たちの自発性等を重視するにあたっては、子供たちの限られた知識や経験の中での選択とならないよう、例えば、職場体験であれば、子供たちが普段目にするのではない仕事の様子や大切さだけでなく、その仕事の面白さややりがい伝える等、様々な体験活動の魅力を示すことが必要である。
- また、そのようなプログラムを作成するためには、体験活動のねらいを明確にするとともに、参加する子供やその保護者等に、事前事後にアンケートを行うことなどによって、子供や保護者の声（ニーズ）を把握したり、体験活動の効果を検証したりすることが重要である。
- さらに、体験活動の「質」の確保には、魅力的な体験活動のプログラムを作成したり、子供たちに対して、楽しく安全安心に活動を指導したりする体験活動の指導者の質の向上も欠かせない。

---

<sup>20</sup> 「“体験する”ということは、何かしらの活動（自然体験、遊び、学習等）や行為（人助けをする、けんかをする等）を“すること”だけを意味するのではなく、その活動や行為を通じて得られる感情（うれしい、感動、悲しい、悔しい等）や気づき（分かる、発見する等）など、いわゆる体験の質に関わる部分も含まれています。また、“体験する”ということは、自らが動いたり働きかけたりする能動的な体験だけではなく、他者からの働きかけ（褒められる、叱られる等）など受動的な体験も含まれます。」（「子供の成長を支える20の体験」独立行政法人国立青少年教育振興機構より）

体験活動に関する有識者からなる全国体験活動指導者認定委員会においては、自然体験活動指導者（NEAL）の養成に取り組んでいる<sup>21</sup>ところであるが、今後一層、体験活動を推進するにあたっては、自然体験活動に限らず、生活・文化体験や社会体験等、様々な体験活動に関する指導者の確保・養成が重要になっている。

### （3）体験活動の「利用者」と「提供者」を結びつける仕組みの構築

- 子供たちに体験活動を提供するためには、場や機会を作るだけでなく、いつ、どこで、どのような体験活動が行われるのかといった情報が誰でも容易に入手できるようにすることが大切である。

（ポータルサイトの構築）

- 現在、そのような体験活動に関する情報については、文部科学省の「学校と地域でつくる学びの未来」サイトにおける「土曜学習応援団」のページ<sup>22</sup>や独立行政法人国立青少年教育振興機構の「体験の風をおこそう」サイト<sup>23</sup>、一般社団法人日本経済団体連合会の「企業等の教育支援プログラム ポータルサイト」<sup>24</sup>等があるが、それぞれのサイトが独立して情報を発信しているため、利用者が必要な情報を入手しにくい状況となっている。

今後は、これらのサイトの情報等も踏まえた統一的なポータルサイトを設ける等、利用者の利便性を向上することが求められる。

- なお、ポータルサイトから情報を発信する場合は、体験活動の「利用者」と「提供者」双方が必要とする情報とは何かを十分精査した上で、情報を発信することが重要である。
- また、ポータルサイトが多くの方に利用されるためには、利用者に安心してもらうことが欠かせない。そのために、運営管理者には、適切な管理運営を行う資質や能力が求められるとともに、その情報を発信することが重要である。
- さらに、ポータルサイトへの登録団体を増やすことや、常に最新の情報を掲載すること、ポータルサイトを通じてマッチングを行った件数を把握できるようにすることなど、ポータルサイトの質の向上を図ることも、重要な要素である。

---

<sup>21</sup> 独立行政法人国立青少年教育振興機構が事務局を行っている全国体験活動指導者認定委員会では、自然体験活動の指導者の養成のため、指導者講習を行う団体を認定しており、自然体験活動の指導者を目指す者は、当該団体が行う養成講習を受講し、修了することにより、「自然体験活動指導者（NEAL）」の資格が付与される。NEAL（Nature Experience Activity Leader）

<sup>22</sup> <https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>

<sup>23</sup> <https://taikennokaze.jp/>

<sup>24</sup> <http://www.keidanren.or.jp/japanese/profile/kyoiku/portal/index.html>

(体験活動推進拠点の整備)

- 子供たちに体験活動を提供するためには、ポータルサイトによる情報発信だけでなく、各地域において、コーディネータをまとめ、体験活動の「利用者」と「提供者」の双方をつなぐ事務局となる拠点が必要である。
- その拠点には、「利用者」と「提供者」の双方の関係者が入り、拠点の設置目的や活動内容等について十分共通理解が図られた上で、運営がなされることが望まれる。例えば、各学校単位では、地域学校協働本部がその受け皿として考えられる。

(コーディネータの必要性)

- また、拠点の構築と併せて、「利用者」と「提供者」をつなぐコーディネータの存在が重要である。その際には、教師や企業に過重な負担がかからないように配慮することが必要である。そのために、コーディネータの役割を明確化するとともに、コーディネータにふさわしい人材の確保と養成が課題となっている。コーディネータには、教職経験者、企業経験者、青少年教育団体関係者、社会教育関係者（社会教育士等）、青少年教育施設職員、社会福祉団体関係者等が候補として考えられるところ、学校単位で行う場合には、これらに加え地域学校協働活動推進員との連携も考えられる。

(4) 体験活動の「利用者」の参加インセンティブの仕組みの構築

- 子供たちに体験活動を提供するためには、「利用者」の参加インセンティブを増やす仕組みの構築が重要である。
- これまでの調査結果においても、参加者である子供たちに体験活動への参加動機を尋ねたアンケート結果では、「内容が面白そうだから」という理由が一番多いという結果が出ている<sup>25</sup>。  
また、保護者に子供を体験活動に参加させた理由について行ったアンケート結果では、「子供が行きたいと言ったから」といった理由が一番多いというアンケート結果もある<sup>26</sup>。

---

<sup>25</sup> 「リフレッシュ・キャンプ」参加者アンケート調査報告書（平成23年11月7日 独立行政法人国立青少年教育振興機構より）本調査において、「リフレッシュ・キャンプ」に参加した子供たちに参加動機についてアンケートを実施。「内容が面白そうだから」が75.6%、「外で体を動かしたかったから」が66.5%、「夏休みなので、どこかに行きたかったから」が65.6%、「プールで泳ぎたかったから」が61.0%、「自然の家や交流の家に泊まってみたかったから」が57.2%、「友達に誘われて」が50.8%、「親や先生に勧められて」が39.7%、「友達を増やすため」が38.1%という結果となっている（複数回答可）。

<sup>26</sup> 「共同研究 長期自然体験活動を経験した青少年のその後の姿～「御五神島・無人島体験事業」の追跡調査～」（平成30年2月 独立行政法人国立青少年教育振興機構）より。本調査において、「御五神島・無人島体験事業」に子供を参加させた保護者に対し、参加させた理由についてアンケートを実施。「子供が行きたいと言ったから」が62.6%、「親が行かせたいと言ったから」が31.6%、「知り合いの人に勧められたから」が2.9%、「その他」が1.9%、「覚えていない」が0.5%という結果となっている。

このように、子供がやりたいと思うような体験活動プログラムを多く提供することが重要である。そのためにも、例えば、独立行政法人国立青少年教育振興機構、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟及び公益社団法人ガールスカウト日本連盟が連携して実施している「そとチャレラリー」<sup>27</sup>を通じた野外活動への参加や、企業がその特色を生かして実施している職場体験等への参加等、日常の学校生活や家族・友人との遊びでは経験できないリアルな体験活動が効果的である。

- さらに、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた動き等も踏まえ、学校や教師に対して、体験活動の有用性を伝えながら、体験教室やキャンプ等、複数の種目を同時に体験できるような機会を創出し、体験格差を解消するため、学校や地域のニーズを踏まえた体験活動プログラムの作成も重要になっている。
- また、企業等の提供する体験活動の活用に限らず、様々な体験活動の実施に積極的に取り組んでいる学校や教師、さらには、青少年教育施設や青少年教育団体等を顕彰する仕組みも重要になっている。

#### **(5) 体験活動の「提供者」の参加インセンティブの仕組みの構築**

(体験活動の参加者の声のフィードバック)

- 体験活動の「量」と「質」を充実するためには、「提供者」である企業や青少年教育団体等が、自らが提供する体験活動の価値を認識し、さらに充実していくことも重要である。
- そのためには、「提供者」である企業や青少年教育団体等が実施する体験活動に参加した子供や保護者、教師等の声を「提供者」に届ける仕組みを構築することが大切である。
- また、企業からは、学校が求める体験活動プログラムを作成するにはどうすればよいかわからないといった意見や、学校外で活動を行う団体がどのような活動を求めているのかわからないといった意見もあることから、企業が「利用者」のニーズに沿った体験活動プログラムを作成するにあたって、作成段階からのサポートも必要となっている。
- そのため、企業が体験活動プログラムを作成するにあたって、学校や地域の事情に通じた教職経験者や青少年教育施設等の指導者等の協力を得られる体制を整備することも課題となっている。

---

<sup>27</sup> 独立行政法人国立青少年教育振興機構、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟が連携して、「お外でリアル体験！」をコンセプトに、全国の青少年に、全国各地の国立青少年交流の家・自然の家や、ボーイスカウト及びガールスカウトの各団が提供している様々な野外活動への参加を呼び掛けるスタンプラリー企画。

(表彰制度の充実)

- また、文部科学省では、企業の体験活動の取組を後押しするため、「青少年の体験活動推進企業表彰」を行ってきたところであるが、さらに、企業のほかに青少年教育団体等の取組も含めて推進するため、企業のブランドイメージや青少年教育団体等のモチベーションの向上に資するよう、例えば、企業と青少年教育団体等が連携した地域ぐるみでの体験活動の好事例を表彰する等、表彰制度を充実していくことも必要である。また、地方公共団体においても同様に、地域の体験活動の好事例を表彰することも効果的であると考えられる。

### (6) 体験活動の教育的価値の啓発

- 文部科学省や独立行政法人国立青少年教育振興機構では、体験活動の普及啓発に取り組んできたところである。  
しかしながら、近年、子供の頃に体験活動の経験が乏しい大人も増えているとも言われていることなども踏まえ、経済界等の協力も得ながら、体験活動に関心がない人々も含め、国民全体に体験活動の効果や有用性を広めることも体験活動を推進するためには欠かせない。

## 第3 企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動の推進方策

これまで挙げた課題を計画的に解決していくために、内容に応じて、1、2年程度で対応する「短期的方策」、3年から5年程度で対応する「中期の方策」、それ以上の「長期的方策」に分けて、以下のとおりまとめた。

### (1) 短期的方策

#### ①ポータルサイトの構築

- 子供たちの体験活動を推進するためには、体験活動の「利用者」や「提供者」、コーディネータ等が、必要な情報を簡単に入手できることが重要であることから、例えば、国が主導して全国の体験活動の情報を網羅的に集約したポータルサイトを構築し、企業や青少年教育団体等と連携して情報発信を行う等の対策が必要である。

(ポータルサイトの掲載情報)

- ポータルサイトは多くの「利用者」や「提供者」、コーディネータ等に長く利用してもらえるよう、マッチングに必要な最新の情報が掲載されていることが重要である。  
ポータルサイトに掲載する情報としては、例えば、以下のようなものが考えられる。
  - 「利用者」側の情報
    - ・ 体験活動を実施したい地域や場所、実施時期や期間

- ・希望する体験活動プログラムの内容（生活・文化体験活動<sup>28</sup>、自然体験活動、社会体験活動<sup>29</sup>、読書活動<sup>30</sup>等）
- ※学校教育活動で活用したい場合については、活用したい教科や単元等の情報
- ※期待する教育上のねらい（例えば、仲間との協調性を育む等）
- ・参加者の条件（学校種、学年や年齢等）や人数
- ・体験活動の指導体制（例えば、指導者や看護師の人数等）
- ・料金や参加費などかけられる予算額
- ・求める安全対策（事故防止対策、新型コロナウイルス感染症対策、加入する保険等）
- ・求めるコンプライアンス方針（個人情報保護等）

● 「提供者」側の情報

- ・体験活動を提供できる実施地域や場所（例えば、自然の家、企業の工場等）、実施時期や期間（○月○日から○月○日等）
- ・体験活動プログラムの内容（生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動、読書活動等）
- ※学校教育活動で活用できるプログラムについては、想定される教科や単元等の情報
- ※期待される教育上のねらい（例えば、仲間との協調性を育む等）
- ・参加者の条件（学校種、学年や年齢等）や人数、個人での申し込みが可能であるか
- ※個人での申し込みについては、混乱を招かないよう、ポータルサイトにわかりやすく個人向けのページと団体向けのページを設置
- ・体験活動の指導体制（例えば、指導者や看護師の人数等）
- ・料金や参加費など必要となる経費
- ・安全対策（事故防止対策、新型コロナウイルス感染症対策、加入する保険等）
- ・コンプライアンス方針（個人情報保護等）

・体験活動に参加した子供たちの声など、体験活動の「質」がわかる情報  
 なお、上記は事例であり、実際の掲載にあたっては、ポータルサイト運営管理者において、具体的に掲載する情報の内容を示すことが求められる。

- このほか、「利用者」及び「提供者」を増やすため、体験活動の優良事例やモデルプログラムの紹介、自治体等のイベント情報、コーディネータやポータルサイトの運営管理者の情報の掲載なども有効であると考えられる。

（ポータルサイトの機能）

<sup>28</sup> 例えば、放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事等

<sup>29</sup> 例えば、ボランティア活動や職場体験活動、インターンシップ等

<sup>30</sup> おはなし会や読書会等

○ ポータルサイトが有効に機能するには、必要な情報の掲載のほか、例えば、以下のような機能が求められる。

- ・見やすいサイトの画面
- ・体験活動の情報を容易に検索できる機能
- ・単なる情報の掲載に留まらないよう、例えば、サイトの登録者等にメール等で情報が届く等、プッシュ型の情報発信
- ・体験活動に参加した子供等の声等、体験活動のニーズを把握するためのアンケート機能
- ・体験活動に参加した子供の活動履歴の記録機能
- ・ポータルサイトを通じてマッチングをした体験活動数の把握機能

(ポータルサイト運営管理者による各種サポート)

○ より多くの人々に活用されるポータルサイトにするためには、常にサイトの在り方を見直すとともに、ポータルサイトの利用者を増やす取組が必要である。そのために、ポータルサイトの運営管理者には、例えば、以下のような取組を行うことが求められる。

- ・ポータルサイトへの登録を希望する者等に対するポータルサイトの趣旨や登録方法の説明
- ・体験活動の実施に関する相談（窓口）業務
- ・体験活動の視察会や体験会の開催
- ・体験活動の「利用者」、「提供者」の交流促進
- ・コーディネータ同士の交流促進

(ポータルサイトの運営管理者の要件)

○ ポータルサイトの構築にあたっては、体験活動の「利用者」と「提供者」、さらには保護者が安心して利用できるよう、運営管理者には信頼性が求められる。したがって、ポータルサイトの運営管理者には、以下のような要件を満たす必要がある。

- ・体験活動等の青少年教育に精通している団体であること
- ・体験活動の活動実績が十分にあること
- ・事務体制が整い、責任者が明確になっていること
- ・コンプライアンスを確保できる体制となっていること
- ・団体の財務状況が健全であること 等

(ポータルサイトの周知)

○ より多くの人々にポータルサイトを活用してもらうためには、ポータルサイトの周知を積極的に行うことも重要であり、以下のような方策も求められる。

- ・都道府県・市町村教育委員会等への周知
- ・都道府県教育委員会連合会等の教育委員会団体への周知
- ・青少年教育施設、青少年教育団体、社会教育団体等への周知
- ・「子供の体験活動推進宣言」賛同団体への周知

- ・文部科学省や関係機関、企業等のホームページ、SNS、広報誌等での周知

## ②地域における体験活動推進拠点（以下、「地域拠点」という。）体制の在り方の検討

- 子供たちに体験活動を提供するためには、各地域において体験活動の「利用者」と「提供者」の双方をつなぐ拠点が必要である。しかしながら、現状において、そのような拠点は少ないことから、拠点の在り方について国を中心にさらに検討を重ねることが必要である。具体的には以下のような検討が求められる。

- ・すでにある地域拠点の実態の把握と好事例の発信
- ・人的、物的な面を含めた持続可能な体制の在り方
- ・地域拠点を支える人材や財源の確保方策
- ・地域拠点で活躍するコーディネータの役割の明確化と人材の確保方策
- ・コミュニティ・スクールの推進に係るフォーラム等における地方公共団体等の関係者に対する地域学校協働本部、地域学校協働活動推進員との連携の周知

## ③「利用者」「提供者」のニーズを踏まえた体験活動プログラムの充実

- 体験活動の「量」と「質」を充実するため、企業や青少年教育団体等の提供する体験活動の特色を生かしつつ、学校や保護者の求める教育効果や教師の働き方改革、部活動の地域連携・地域移行の動向等にも配慮した体験活動プログラムの好事例を広めることも重要である。例えば、以下のような取り組みが求められる。

- ・ポータルサイト運営管理者による優れた体験活動プログラムの収集とポータルサイト等での好事例の発信
- ・学校、青少年教育団体等の知見を活用した企業等による体験活動プログラムの開発
- ・青少年教育施設、青少年教育団体等による企業の体験活動プログラムへの協力
- ・文部科学省が実施している「青少年の体験活動推進企業表彰」の拡充

## ④指導者の研修

- ポータルサイトとともに体験活動を推進する上での両輪となる指導者について、自然体験活動指導者（NEAL）をはじめ、各機関や団体で行われている生活・文化体験や自然体験、社会体験等の指導者用養成講習会等の活用等により、研修を充実することが必要である。

- また、体験活動の実施において、安全安心な環境づくりは指導者の重要な責務の一つになる。そのため、体験活動における安全管理やリスクマネジメントに関する研修の充実を図ることも大切である。

- さらに、学校や教師に対して、体験活動の有用性を伝えるため、教員研修等の場における周知も考えられる。

#### ⑤体験活動を普及するための周知活動

- 体験活動を推進するためには、関係者の相互理解が重要である。そのために、「利用者」と「提供者」の相互理解を深めるためのフォーラムやコーディネータ同士をつなぐフォーラム等の開催について検討が必要である。  
また、体験活動の関係者以外の人々も対象にしたフォーラム等の開催についても検討が必要である。
- 青少年教育施設職員による学校や教師に対する体験活動の有用性を伝える説明会等の開催も考えられる。

### (2) 中期的方策

#### ①地域拠点体制の整備と運営

(地域拠点体制の全国展開)

- 短期的方策における地域拠点体制の在り方の検討結果を踏まえ、地域拠点を全国に展開する。そのための方策として、以下のような取組が考えられる。
  - ・モデル事業の実施とその成果の発信
  - ・地域拠点同士のネットワーク構築

#### ②コーディネータの確保と養成

- 短期的方策で検討したコーディネータの役割と確保方策に基づき、国を中心に以下の方策を行うことが考えられる。
  - ・コーディネータの確保方策の検討
  - ・コーディネータの研修制度の創設
  - ・AI等を活用したコーディネータの検討

- なお、コーディネータには、教職経験者、企業経験者、青少年教育団体関係者、社会教育関係者(社会教育士等)、青少年教育施設職員、社会福祉団体関係者等が候補として考えられるところ、学校単位で行う場合には、これらに加え地域学校協働活動推進員との連携も考えられる。

#### ③指導者の確保と養成

- 国、独立行政法人国立青少年教育振興機構、青少年教育団体等が連携して、例えば、全国体験活動指導者認定委員会が認定する指導者を自然体験活動以外の生活・文化体験や社会体験活動にも拡大する後押し等、指導者の確保・養成策について議論を進めることも重要である。

#### ④体験活動の普及啓発

- 体験活動への関心の低い人々にも体験活動への参加を促すため、ポータルサイト運営管理者による特色ある体験活動の事例収集とその情報発信を行うことも重要である。
  - ・ポータルサイトでの情報発信
  - ・体験活動普及啓発フォーラム等の開催
  - ・「体験の風をおこそう推進月間」<sup>31</sup>のさらなる推進

### (3) 長期的方策

- 短期的方策、中期的方策を踏まえて、体験活動のフォローアップ、評価、新たな推進方策の検討を行い、PDCA が適切に行われることが求められる。

---

<sup>31</sup> 体験の風をおこそう運動推進委員会（事務局：独立行政法人国立青少年教育振興機構）が行っている取組。例年10月に集中的に体験活動を行うことを広く呼びかけ、全国の体験活動に関するイベント情報等を発信している。

## おわりに

- 企業等と連携した子供の体験活動を推進するにあたり、今後、本実務者会議における推進方策をより具体的に実現するためには、国をはじめ、学校、教育委員会、企業、青少年教育団体等の関係者が、子供たちのリアルな体験活動の重要性について改めて共通認識を持ち、互いに連携・協働しながら取組を進めることが重要である。

今後、構築されるポータルサイトについても、関係者が互いに意見を出し合い協力しながら、「利用者」、「提供者」の双方に「使われるサイト」にしていくことが求められるとともに、それ以外の取組についても、活発な意見交換がなされ、必要な対策が講じられることが求められる。

我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長に欠かせないリアルな体験活動の推進のため、関係者が連携して取り組んでいくことを期待したい。

# 子供の体験活動推進に関する実務者会議（リアル体験推進チーム）設置要綱

令和4年8月31日  
総合教育政策局長決定

## 1. 設置の趣旨

次代の社会を担う者として新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力等を身に付けていくためにも、子供たちのリアルな体験活動が重要である。

しかしながら、少子化や核家族化、デジタル化が進む中、現代の子供たちには、リアルな体験が不足している。さらにコロナ禍でこの傾向に拍車がかかり、また、家庭の経済環境によって体験機会に格差が生じているとの指摘もある。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、地域や企業等の力を巻き込んだ「リアルな体験」機会の充実を図ることなどを盛り込んだ「教育進化のための改革ビジョン」を令和4年2月に公表した。

また、6月には、文部科学大臣と経済界による「子供の体験活動の推進に係る意見交換会」を東京と大阪で開催し、文部科学大臣から「子供の体験活動推進宣言」を発表するとともに、経済界の出席者からこの宣言への賛同を得たところである。

これを踏まえ、企業等との連携による子供たちの体験活動を推進するため、企業、教育委員会、青少年団体等、子供の体験活動に携わる実務者による「リアル体験推進チーム」を設置し、体験活動に関する推進方策を検討することとする。

## 2. 検討事項

- (1) 企業等と教育関係者とのマッチングの強化
- (2) 企業等の参加インセンティブの拡充
- (3) 教育関係者の参加を促進する仕組みの構築
- (4) その他、企業等との連携による子供の体験活動の推進のために必要な事項

## 3. 実施方法

- (1) 別紙の委員により、「2. 検討事項」に掲げる事項等について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

## 4. 実施期間

令和4年8月31日から令和5年3月31日までとする。

## 5. その他

- (1) 文部科学省の規定に基づき謝金及び旅費を支給する。
- (2) 会議の庶務は、総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
- (3) 本要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

子供の体験活動推進に関する実務者会議委員名簿

(敬称略、五十音順)

青木 康太朗	國學院大學准教授（文部科学省生涯学習調査官）
秋本 光徳	茨城県教育庁学校教育部長
秋山 洋	独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業部長
阿部 裕行	株式会社リコーESG 戦略部兼プロフェッショナルサービス部 ESG センター 事業推進室 CSV グループリーダー
市田 智之	サントリーホールディングス株式会社サステナビリティ経営推進 本部課長
柏崎 洋平	野村ホールディングス株式会社ファイナンシャル・ウェルビーイン グ室兼サステナビリティ推進室課長
佐藤 初雄	特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会代表理事
多田 直之	パナソニック ホールディングス株式会社 CSR・企業市民活動担当室 主幹
長澤 恵美子	一般社団法人日本経済団体連合会 SDG s 本部副本部長
夏苺 一壽	大井町教育委員会教育長
平野 里美	阪急阪神ホールディングス株式会社人事総務室サステナビリティ 推進部課長（社会貢献担当）
松下 整	高知市教育委員会教育長
村松 良臣	武蔵野市教育委員会教育部指導課長
山下 晃代	日本商工会議所企画調査部課長
山本 潤	第一三共株式会社サステナビリティ推進部主幹
湯浅 香織	北九州市教育委員会学校教育課指導主事
吉村 敏	公益財団法人ボーイスカウト日本連盟事務局次長

17名

※必要に応じて、上記以外の関係者の協力を求める。

子供の体験活動推進に関する実務者会議 検討の経過

- 第1回 令和4年9月9日（金）  
○企業との連携による子供の体験活動の推進について
- 第2回 令和4年10月6日（木）  
○事例発表  
・独立行政法人国立青少年教育振興機構  
・阪急阪神ホールディングス株式会社  
・株式会社リコー  
○体験活動を推進するにあたっての意見交換
- 第3回 令和4年11月4日（金）  
○事例発表  
・武蔵野市教育委員会  
・北九州市教育委員会  
○体験活動を推進するにあたっての意見交換
- 第4回 令和4年12月2日（金）  
○これまでの議論の整理
- 第5回 令和4年12月16日（金）  
○論点のまとめ